

<p>658 略</p>	<p>658 略</p>	<p>第五十六条 (佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正) に係る新旧対照表</p> <p>改正後</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第六項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第三条及び第六条の規定に基づき、教育職員(市町立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条に規定する者を含む。)の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</p> <p>第四条 前条第一項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 佐賀県市町立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第六十五号)</p>	<p>改正前</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第六項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第三条及び第六条の規定に基づき、教育職員(市町村立の義務教育諸学校等の教育職員のうち市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条に規定する者を含む。)の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)</p> <p>第四条 前条第一項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 佐賀県市町村立学校県費負担教職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第六十五号)</p>
<p>四〇七 略</p> <p>八 外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第七号)</p> <p>九 略</p>	<p>四〇七 略</p> <p>八 外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第七号)</p> <p>九 略</p>	<p>(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)</p> <p>第六条 教育職員(管理職手当を受ける者を除く。次項及び第三項において同じ。)については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。)第七条に規定する正規の勤務時間(佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和三十一年佐賀県条例第五十一号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。)第二条においてその例によることとされる正規の勤務時間を含む。以下単に「正規の勤務時間」という。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超える勤務をいう。)及び次に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務(次項において「時間外勤務等」という。)は命じないものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)</p> <p>第六条 教育職員(管理職手当を受ける者を除く。次項及び第三項において同じ。)については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。)第七条に規定する正規の勤務時間(佐賀県市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和三十一年佐賀県条例第五十一号。以下「県費負担教職員勤務時間等条例」という。)第二条においてその例によることとされる正規の勤務時間を含む。以下単に「正規の勤務時間」という。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間を超える勤務をいう。)及び次に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務(次項において「時間外勤務等」という。)は命じないものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>2・3 略</p>

第六十三条 (佐賀県少年自然の家設置条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後		改正前	
(名称及び位置)			
第二条 少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。			
名称	位置	名称	位置
佐賀県黒髪少年自然の家	武雄市	佐賀県黒髪少年自然の家	杵島郡山内町

第六十四条 (佐賀県警察の組織に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後		改正前	
別表 (第八条関係)			
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
佐賀県 唐津市	唐津市及び東松浦郡玄海町	佐賀県 唐津市	唐津市及び東松浦郡一円
略	略	略	略
佐賀県 唐津署	唐津署	佐賀県 唐津署	唐津署
略	略	略	略
佐賀県 三丁目	三丁目	佐賀県 三丁目	三丁目
略	略	略	略
佐賀県 鹿島市	鹿島市、嬉野市のうち塩田町及び大字中	佐賀県 鹿島市	鹿島市及び藤津郡のうち太良町
佐賀県 鹿島署	鹿島署	佐賀県 鹿島署	鹿島署
佐賀県 嬉野市	嬉野市 (塩田町を除く)	佐賀県 藤津郡	藤津郡のうち嬉野町
佐賀県 嬉野署	嬉野署	佐賀県 藤津郡	藤津郡のうち嬉野町
佐賀県 嬉野署	嬉野署	佐賀県 藤津郡	藤津郡のうち嬉野町

第六十五条 (佐賀県警察の組織に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後		改正前	
別表 (第八条関係)			
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略

第六十六条 (佐賀県警察の組織に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後		改正前	
別表 (第八条関係)			
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
佐賀県 神埼署	神埼市	佐賀県 神埼署	神埼郡一円
略	略	略	略
佐賀県 神埼署	神埼市及び神埼郡吉野ヶ里町	佐賀県 神埼署	神埼郡
略	略	略	略

第六十七条 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後		改正前	
別表第二 (第五条関係)			
佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、佐賀郡、神埼郡、三養基郡、東松浦郡、西松浦郡、杵島郡及び藤津郡	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、佐賀郡、神埼郡、三養基郡、東松浦郡、西松浦郡、杵島郡及び藤津郡	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、佐賀郡、神埼郡、三養基郡、東松浦郡、西松浦郡、杵島郡及び藤津郡	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、佐賀郡、神埼郡、三養基郡、東松浦郡、西松浦郡、杵島郡及び藤津郡
別表第五 (第十二条、第十四条関係)			
営業の種類	地域	営業の種類	地域
一 法第二条	県内全地域 (武雄市のうち県道武雄	一 法第二条	県内全地域 (武雄市のうち県道武雄

略	<p>専用の通 路によつ て接続し ているも のにはあ つては、当 該道路の 内部が外 部から見 えないも の</p> <p>七四九三番の一、又七四九三番の第 一、七四九三番の第二、又七四九三 番の第三、七四九三番の第三、七四 九三番の四、七四九三番の五、七四 九四番、七四九五番、七四九七番の 一、七四九七番の第二、七四九七番 の第三、七四九七番の四、七四九八 番、七四九九番、七五〇〇番、七五 〇一番の二及び七五〇一番の二の地 域並びに嬉野市嬉野町のうち大字下 宿字嬉ノ松乙五四八番の一地先国道 三十四号十字路の中心点(以下この 項において「基点一」という。)、 字大畑乙二〇二番の二の地先国道 三十四号十字路の中心点、字柿ノ木 田乙二二二二番の三地先踏橋の中心 点及び字宿下乙六九二番の一地先中 井手橋の中心点(以下この項におい て「基点二」という。)を順次結ん だ線並びに基点一と基点二を結んだ 線に囲まれた区域内の地域を除く)</p>
略	<p>専用の通 路によつ て接続し ているも のにはあ つては、当 該道路の 内部が外 部から見 えないも の</p> <p>七四九三番の一、又七四九三番の第 一、七四九三番の第二、又七四九三 番の第三、七四九三番の第三、七四 九三番の四、七四九三番の五、七四 九四番、七四九五番、七四九七番の 一、七四九七番の第二、七四九七番 の第三、七四九七番の四、七四九八 番、七四九九番、七五〇〇番、七五 〇一番の二及び七五〇一番の二の地 域並びに藤津郡嬉野町のうち大字下 宿字嬉ノ松乙五四八番の一地先国道 三十四号十字路の中心点(以下この 項において「基点一」という。)、 字大畑乙二〇二番の二の地先国道 三十四号十字路の中心点、字柿ノ木 田乙二二二二番の三地先踏橋の中心 点及び字宿下乙六九二番の一地先中 井手橋の中心点(以下この項におい て「基点二」という。)を順次結ん だ線並びに基点一と基点二を結んだ 線に囲まれた区域内の地域を除く)</p>

第六十八条 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後	<p>別表第二(第五条関係)</p> <p>佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、佐賀郡、神埼郡、三養基郡、東松浦郡、西松浦郡、杵島郡及び藤津郡</p>	改正前	<p>別表第二(第五条関係)</p> <p>佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、佐賀郡、神埼郡、三養基郡、東松浦郡、西松浦郡、杵島郡及び藤津郡</p>
-----	--	-----	--

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十七年十二月十九日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第七十五号

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十二年佐賀県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第六項から第九項までを次のように改める。

6 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に依じて、行うものとする。

7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給(その職務の級が、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「県職員給与条例」という。))第三条第一項第一号の行政職給料表の職務の級の八級以上に相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

8 五十五歳に達した職員に関する当該年齢に達した日後の最初の四月一日以後の前項の規定の適用については、同項中「四号給(その職務の級が、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「県職員給与条例」という。))第三条第一項第一号の行政職給料表の職務の級の八級以上に相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給」とあるのは、「二号給」とする。

9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

第六条第十項中「第六項から前項までに規定する」を「職員の」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11 第六項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第六条の二中「前条第十一項」を「前条第十二項」に改める。

第六条の三中「(昇給期間の短縮を含む。)」を削る。